

教育職員免許状の取得のための所要資格

中学校又は高等学校の教育職員となるためには、教育職員免許法に基づいて授与される各教科の免許状を有していなければなりません。

本学部では、法文学部規則第16条に定められている教員免許状が取得できるようになっており、教育実習を履修するための手続き等については、「法文学部教育実習取扱要項」を定めています。

将来、教育職員を志望する者は、免許状の種類に応じて、教育職員免許法の定める資格及びそれぞれの科目の単位を修得することが必要です。

(1) 免許状の種類及び所要資格について

免許状には、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状があります。

これらの免許状は、さらに各学校の種類ごとに分かれています。また、中学校、高等学校の普通免許状及び臨時免許状は、各教科別に授与されます。

また、普通免許状は専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状）に分かれますが、その効力等はすべて同等で全国に適用します。

臨時免許状は、普通免許状を有するものを採用することができない場合に限り、教育職員検定に合格したものに授与されるもので、各都道府県に限り有効です。有効期間は原則として3年です。

これらの教育職員免許状は、各都道府県の教育委員会が授与します。

本学部において取得できる免許状の種類及び所要資格等は、法文学部履修細則別表V「1. 免許状の種類ごとの所要資格一覧」のとおりです。

なお、**「教職に関する科目」で修得した単位は、卒業要件単位には算入できません**ので注意が必要です。

(2) 中学校・高等学校教諭一種免許状を取得する場合の単位修得について

① 全学基礎教育科目

全学基礎教育科目の単位の修得方法は、法文学部履修細則別表V「2. 教育職員免許法第5条別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の開設及び単位の修得方法」のとおりです。

② 教科に関する専門的事項

教科に関する専門的事項の単位の修得は、中学校の各教科（国語、社会、英語）、高等学校の各教科（国語、地理歴史、公民、英語）別にその免許状を取得するために必要な単位を修得しなければなりません。その方法については、法文学部履修細則別表V「3. 教科及び教科の指導法に関する科目のうち「教科に関する専門的事項」の単位の履修方法」のとおりです。

③ 教職に関する科目

教職に関する科目の単位の修得は、法文学部履修細則別表V「4. 教職に関する科目の単位の履修方法」のとおりです。

○ 介護等の体験について

小学校又は中学校の免許状の授与を受けようとする者は、障害者・高齢者に対する介護等の経験が必要です。介護等体験の期間については社会福祉施設等での体験が5日間、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校等）での体験が2日間の合計7日間が必要であり、介護等体験の実施時期は、3年次です。2年次の1月頃に募集があります。この介護等体験について詳しいことが知りたい場合は、教育学部附属教師教育研究センターに問い合わせてください。

なお、「介護等の体験に関する証明書」は再発行できませんので、紛失することのないよう十分注意してください。

○ 教育実習について

教育実習の単位は、中学校教諭の免許状を取得希望の者は4週間（4単位）、高等学校教諭の免許状のみを取得希望の者は2週間（2単位）、実習学校（中学校又は高等学校）において観察並びに実地授業を行うことによって与えられます。

大学における授業と違って、実際に中学校又は高等学校において実習校の教諭と同様に勤務し、大学で履修した学問研究の成果を教育の現場において実地指導するものですから、単に実習に参加するということではなく、教師としての使命を果たす心掛けを持ってください。

(a) 教育実習履修願について

教育実習を履修しようとする者は、2年次にガイダンス（2月下旬）を受け、3年次に「教育実習履修願」を提出（4月上旬）した後教育実習校へ向向き、次年度の教育実習についてあらかじめ承認を得ておくことになります。

なお、「教育実習履修願書」を提出するための要件として、履修願の提出時において総修得単位数として60単位以上、教職に関する科目を4単位以上修得（一般的には2年終了時の修得単位数）していなければなりません。

(b) 教育実習履修資格について

教育実習履修資格については、法文学部履修細則別表V「5. 教育実践に関する科目「教育実習」について」に記載のとおりです。

なお、上記(a)の「教育実習履修願」を期限内に提出しなかったり、実習校が決定しない場合は、教育実習の履修ができません。

教育実習に関する事務手続きは教育学部附属教師教育研究センターで行いますので、詳しいことが知りたい場合は、同センターに問い合わせてください。

○ 教職実践演習について

教職実践演習は教育職員免許状を取得するための必修科目です。教職実践演習の履修にあたっては「教職履修ポートフォリオ」の作成が義務付けられています。

教職実践演習の履修年次は4年次ですが、この「教職履修ポートフォリオ」については、2年次から準備等が必要です。

教職実践演習に関する事務手続きは教育学部附属教師教育研究センターで行いますので、詳しいことが知りたい場合は、同センターに問い合わせてください。

(3) 教育職員免許状の申請手続きについて

免許状の授与を受けようとする者は、次の書類等を都道府県教育委員会に提出しなければなりません。

ただし、卒業見込者で島根県教育委員会から免許状の授与を受けようとする者は、教育学部附属教師教育研究センターにおいて一括申請を行います。定められた期間内（掲示によって通知します。）に書類等を提出してください。

教育職員免許状の申請書類等

- 教育職員免許状授与願〔免許状の種類ごとに〕 1部
(所定の用紙)
- 履歴書〔免許状の種類ごとに〕 1部
(所定の用紙)
- 卒業証明書及び学力に関する証明書(大学で作成) 1部
- 宣誓書〔免許状の種類ごとに〕 1部
(所定の用紙)
- 手数料〔免許状の種類ごとに〕(申請する都道府県の収入証紙)
- 介護等の体験に関する証明書(小学校, 中学校免許取得希望者のみ)

2. 法文学部履修細則

(平成16年島大法文学部細則第1号)
(平成16年4月1日制定)
〔令和8年2月18日最終改正〕

(全学基礎教育科目の履修)

第1条 島根大学法文学部規則(平成16年島大法文学部規則第1号。以下「規則」という。)第5条の規定による全学基礎教育科目の履修の細目については、別表I及び別表IIの履修表に定める。

第2条 削除

第3条 削除

(専門教育科目の履修)

第4条 規則第8条の規定による専門教育科目の履修の細目については、別表IVの専門教育科目履修表に定める。

(教育職員免許状取得のための履修方法)

第5条 規則第16条第2項の規定による教育職員免許状取得のための履修については、別表Vの教育職員免許状取得のための履修方法に定める。

(単位及び履修手続)

第6条 学生は、最終学年を除き、1学年間に最低20単位を修得しなければならない。

2 学生は、各学期の始めに、履修しようとする科目を定め、指定された期日までに、履修登録をしなければならない。

3 履修登録の取消しについては、別に定める。

(日本語科目及び日本事情に関する科目の履修)

第7条 規則第18条の規定による日本語科目及び日本事情に関する科目の履修及び単位の振替えについては、別表VIの日本語科目及び日本事情に関する科目履修表に定める。

(放送大学が開講する科目の履修)

第8条 放送大学が開講する科目を履修し単位を修得した場合は、島根大学と放送大学との間における単位互換実施に関する取扱要項(平成16年4月1日学長決裁)に基づき、次のとおり認定する。

一 放送大学が開講する基盤科目及び導入科目は、本学部における全学基礎教育科目の選択科目単位又は全学基礎教育科目と専門教育科目にまたがる自由科目として認定する。

二 放送大学が開講する専門科目及び総合科目は本学部における専門教育科目の自由科目単位又は全学基礎教育科目と専門教育科目にまたがる自由科目単位として認定する。

(島根県立大学が開講する科目の履修)

第8条の2 島根県立大学が開講する科目を履修し単位を修得した場合は、島根大学と島根県立大学との間における単位互換に関する取扱要項(平成16年4月1日学長決裁)に基づき、本学部における専門教育科目の自由科目単位又は全学基礎教育科目と専門教育科目にまたがる自由科目単位として認定する。

(琉球大学人文社会学部及び国際地域創造学部が開講する科目の履修)

第8条の3 琉球大学人文社会学部及び国際地域創造学部が開講する科目を履修し単位を修得した場合は、琉球大学人文社会学部及び国際地域創造学部との単位互換に関する島根大学法文学部申し合わせ(平成25年7月24日教授会決定)に基づき、本学部における専門教育科目の自由科目単位又は全学基礎教育科目と専門教育科目にまたがる自由科目単位として認定する。

(全学開放科目の履修)

第9条 他学部が全学に開放する専門教育科目を履修し単位を修得した場合は、本学部における専門教育科目の自由科目単位又は全学基礎教育科目と専門教育科目にまたがる自由科目単位として認定することができる。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 国立学校法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定に基づき、平成15年9月30日において島根大学法文学部に在学していた者（当該在学者と同学年に編入学、転入学又は再入学する者を含む。）は、同学部を卒業するために必要であった教育課程の履修を、本学部において行うものとし、本学部は、そのため必要な教育をおこなうものとする。この場合における教育課程その他の教育に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成17年3月16日一部改正）

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行し、この細則による改正後の島根大学法文学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）別表Ⅳ及び別表Ⅴの規定は、平成16年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この細則による改正後の細則別表Ⅲの規定は、平成17年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者から適用する。
- 3 平成15年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則の規定にかかわらず、なお、従前のおりとする。

附 則（平成17年7月20日一部改正）

- 1 この細則は、平成17年10月1日から施行し、平成16年度及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者から適用する。
- 2 平成15年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則の規定にかかわらず、なお、従前のおりとする。

附 則（平成18年2月15日一部改正）

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学法文学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の細則別表Ⅳ専門教育科目履修表社会文化学科福祉社会コースの表中、社会福祉学特論D、社会福祉学演習D、共生社会文化特論、共生社会文化各論、共生社会文化演習及び言語文化学科の表中、芸術学講義Ⅶについては、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年11月22日一部改正）

この細則は、平成18年11月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年2月21日一部改正）

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学法文学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の細則別表Ⅱ、別表Ⅳ専門教育科目履修表言語文化学科及び別表Ⅴ教育職員免許状取得のための履修方法4. 教科に関する科目の単位の履修方法中免許科目英語（言語文化学科）については、平成16年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者から適用する。

附 則（平成20年2月20日一部改正）

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学法文学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の細則別表Ⅱ共通教養科目（主題別科目・展開科目・総合科目）履修表については、平成16年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者から適用する。

附 則（平成20年9月17日一部改正）

- 1 この細則は、平成20年9月17日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

- 2 平成20年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この細則による改正後の島根大学法文学部履修細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成20年11月19日一部改正）

- 1 この細則は，平成20年11月19日から施行する。

附 則（平成21年2月18日一部改正）

- 1 この細則は，平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この細則による改正後の島根大学法文学部履修細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず，改正後の細則別表Ⅲ専門基礎教育科目履修表の備考1，2，3及び別表Ⅳ専門教育科目履修表言語文化学科の教育科目欄中プロジェクト基礎科目，プロジェクト展開科目については，平成16年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者から適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず，改正後の細則別表Ⅳ専門教育科目履修表社会文化学科福祉社会コース及び別表Ⅴ教育職員免許状取得のための履修方法4. 教科に関する科目の単位の履修方法免許科目福祉（社会文化学科）については，平成21年度に編入学，転入学又は再入学する者から適用する。

附 則（平成21年12月16日一部改正）

- 1 この細則は，平成21年12月16日から施行し，平成21年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず，改正後の細則第8条については，平成20年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学した者にあっても適用する。

附 則（平成22年1月20日一部改正）

- 1 この細則は，平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この細則による改正後の島根大学法文学部履修細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成23年2月16日一部改正）

- 1 この細則は，平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この細則による改正後の島根大学法文学部履修細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず，改正後の細則別表Ⅳ専門教育科目履修表言語文化学科の表中，文化交流論講義Ⅳ，文化交流論講義Ⅴ，文化交流論応用演習Ⅲ及び文化交流論応用演習Ⅳについては，平成16年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者から適用する。

附 則（平成24年2月22日一部改正）

- 1 この細則は，平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この細則による改正後の島根大学法文学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず，改正後の細則別表Ⅳ専門教育科目履修表法経学科自由科目欄並びに別表Ⅴ教育職員免許状取得のための履修方法4. 教科に関する科目の単位の履修方法中，免許科目社会（法経学科），免許科目社会（社会文化学科），免許科目地理歴史（社会文化学科），免許科目公民（法経学科）及び免許科目公民（社会文化学科）については，平成23年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者に適用する。

- 4 附則第2項の規定にかかわらず，改正後の細則別表Ⅳ専門教育科目履修表自由科目欄の異文化交流Ⅰ，異文化交流Ⅱ及び異文化交流Ⅲについては，平成16年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学した者から適用する。

附 則（平成25年2月20日一部改正）

- 1 この細則は，平成25年4月1日から施行する。

- 2 平成24年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学法文学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の細則別表Ⅳ専門教育科目履修表法経学科の表中、福祉経済各論、社会文化学科福祉社会コースの表中、宗教文化論並びに言語文化学科の表中、フランス語学講義Ⅰ及びフランス語学講義Ⅱについては、平成18年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者から適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、改正後の細則別表Ⅳ専門教育科目履修表社会文化学科歴史と考古コースの表中、考古学特論Eについては、単位欄の4を2に読み替えて平成18年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者から適用する。

附 則（平成26年3月19日一部改正）

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学法文学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の細則別表Ⅳ専門教育科目履修表社会文化学科福祉社会コースの表中、宗教文化論については、平成18年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者から適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、改正後の細則別表Ⅳ専門教育科目履修表言語文化学科の表中、現代文学入門については、平成25年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者から適用する。

附 則（平成26年11月19日一部改正）

この細則は、平成26年11月19日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者については、この細則による改正後の島根大学法文学部履修細則第8条の3中、全学共通教育科目を教養領域と、専門教育科目を専門領域と読み替えて適用する。

附 則（平成27年2月18日一部改正）

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学法文学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の細則別表Ⅳ専門教育科目履修表法経学科の表中、刑事手続法Ⅱ並びに別表Ⅴ教育職員免許状取得のための履修方法4. 教科に関する科目の単位の履修方法のうち、免許科目社会（法経学科）及び免許科目公民（法経学科）の刑事手続法Ⅱについては、平成19年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者から適用する。

附 則（平成29年1月25日一部改正）

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学法文学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成28年度の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者については、細則第8条第1項第1号中、基礎科目を基盤科目と、共通科目を導入科目と読み替えて適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の細則別表Ⅳ専門教育科目履修表言語文化学科の表中、ドイツ文化論講義Ⅰ、ドイツ文化論講義Ⅱ、日独文化比較講義Ⅰ、日独文化比較講義Ⅱ、現代ドイツ語基礎演習Ⅰ、現代ドイツ語基礎演習Ⅱ、ドイツ語運用演習Ⅲ及びドイツ語運用演習Ⅳについては、単位欄の4を6に読み替えて平成28年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者から適用する。

附 則（平成29年5月17日一部改正）

- 1 この細則は、平成29年5月17日から施行し、平成29年度入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者から適用する。
- 2 平成28年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学法文学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月21日一部改正）

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学法文学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月20日一部改正）

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学法文学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の細則別表V教育免許状取得のための履修方法については、平成30年度以前の入学生と同学年に編入学又は再入学する者に適用する。

附 則（令和2年2月19日一部改正）

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成31（令和元）年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の島根大学法文学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の細則別表V教育免許状取得のための履修方法については、平成31（令和元）年度以前の入学生と同学年に編入学又は再入学する者に適用する。

附 則（令和2年12月16日一部改正）

この細則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年2月17日一部改正）

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の法文学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成30年度以降の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者については、改正後の細則別表IV専門教育科目履修表履修区分又は科目区分自由中琉球大学法文学部を琉球大学人文社会学部又は琉球大学国際地域創造学部と読み替えて適用する。

附 則（令和4年2月16日一部改正）

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の法文学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の細則別表V教育免許状取得のための履修方法については、令和3年度以前の入学生と同学年に編入学又は再入学する者に適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、改正後の細則別表V教育免許状取得のための履修方法6．教育実践に関する科目「教職実践演習」については、令和3年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者にあっても適用する。

附 則（令和5年2月15日一部改正）

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の法文学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年2月21日一部改正）

- 1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の法文学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の細則第8条の3の規定は、令和5年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者にあっても適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、令和5年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、法文学部履修細則第9条中「教育学部、人間科学部、医学部、総合理工学部、生物資源科学部」とあるのは「他学部」と、法文学部履修細則別表Ⅳ専門教育科目履修表に定める履修区分又は科目区分の自由において「教育学部・人間科学部・医学部・総合理工学部・生物資源科学部」とあるのは「他学部」と読み替えて適用する。

附 則（令和7年2月19日一部改正）

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の法文学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年5月21日一部改正）

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の法文学部履修細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和8年2月18日一部改正）

- 1 この細則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この細則による改正後の法文学部履修細則（以下「改正後の細則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の細則第6条第3項については、令和7年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学又は再入学する者に適用する。

別表V

教育職員免許状取得のための履修方法

1. 免許状の種類ごとの所要資格一覧

免許状の種類	所要資格	法文学部における最低修得単位数						合計
		基礎資格						
		教科及び教職に関する科目						
		教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	各教科の指導法	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	20	8	12	12	7	4	63
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	20	4	12	10	5	12	63

(注)

本学部では「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、「教科に関する専門的事項」の最低修得単位数を超えて修得した単位を充てるものとする。

2. 教育職員免許法第5条別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の開設及び単位の修得方法

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目及び単位		法文学部における対象科目			
科目名	単位	全学基礎教育科目		授業科目	単位数
日本国憲法	2	教養育成科目群	/	日本国憲法	2
体育	2			健康スポーツ	2
外国語コミュニケーション	2	ユニバーサル科目群	英語	英語 I B	1
				英語 II A	1
情報機器の操作	2	島大STEAM科目群	情報科学	情報科学	2

3. 教科及び教科の指導法に関する科目のうち「教科に関する専門的事項」の単位の履修方法

中学校教諭免許状及び高等学校教諭免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項の単位の履修方法は、次の表に定めるところによる。

免許科目 国 語（言語文化学科）

教科に関する専門的事項	授業科目	単位数	備 考
国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	○ 日本語学概論	2	音声言語, 文章表現を含む。
	○ 日本語史講義	2	
	日本語音韻論講義	4	
	日本語表記論講義	4	
	日本語語彙論講義	4	
	日本語文法論講義	4	
	日本語方言論講義	4	
	日本語学基礎演習	2	
	日本語学応用演習Ⅰ	6	
	日本語学応用演習Ⅱ	6	
	日本語学応用演習Ⅲ	6	
	日本語学応用演習Ⅳ	6	
国文学(国文学史を含む。)	○ 日本文学概論	2	国文学史を含む。
	日本文学史講義Ⅰ	2	
	日本文学史講義Ⅲ	2	
	日本文学史講義Ⅳ	2	
	日本文学講義Ⅰ	8	
	日本文学講義Ⅲ	8	
	日本文学講義Ⅳ	8	
	日本文学基礎演習Ⅰ	4	
	日本文学基礎演習Ⅲ	4	
	日本文学基礎演習Ⅳ	4	
	日本文学応用演習Ⅰ	8	
	日本文学応用演習Ⅲ	8	
日本文学応用演習Ⅳ	8		
漢文学	漢文学基礎演習Ⅰ	4	} 1科目選択必修
	漢文学基礎演習Ⅱ	4	
	中国文学講義	8	
	中国言語文化論講義Ⅰ	4	
	中国言語文化論講義Ⅱ	4	
	中国文学基礎演習Ⅰ	4	
	中国文学基礎演習Ⅱ	4	
	中国文学応用演習Ⅰ	8	
	中国文学応用演習Ⅱ	8	
	中国文学応用演習Ⅲ	8	
	中国文学応用演習Ⅳ	8	
	書道(書写を中心とする。)	書道Ⅰ	
書道Ⅱ		1	

備考

1. 単位数欄に示す数は、最大認定単位数を表す。
2. ○を付した授業科目は、必修科目を表す。
3. (注)について、中学校教諭の免許教科「国語」を取得しようとする者は、どちらか1科目を修得する。
4. 高等学校教諭の免許教科「国語」には、「書道(書写を中心とする。)」の単位は含まない。

免許科目 社会（法経学科）

教科に関する専門的事項	授業科目	単位数	備考
日本史・外国史	日本史概説A	2	} 1科目選択必修
	日本史概説B	2	
	東洋史概説A	2	} 1科目選択必修
	東洋史概説B	2	
	○ 西洋史概説A	2	
	現代史概説	2	
	法制史	2	
地理学（地誌を含む。）	○ 地理学原論	2	} 1科目選択必修
	地理学入門	2	
	自然地理学概論	2	
	自然地理学特論	2	
	経済地理学	2	
	歴史地理学	2	
	地誌学Ⅰ	2	
	地誌学Ⅱ	2	
「法律学，政治学」	政治学	2	} 1科目選択必修
	憲法Ⅰ	2	
	憲法Ⅱ	2	
	国際法	2	
	国際政治Ⅰ	2	
	国際政治Ⅱ	2	
	行政法Ⅰ	2	
	行政法Ⅱ	2	
	行政学	2	
	地方自治法	2	
	労働法Ⅰ	2	
	労働法Ⅱ	2	
	社会保障法	2	
	刑事法Ⅲ	2	
	民法Ⅰ	2	
	民法Ⅱ	2	
	民法Ⅲ	2	
	刑事法Ⅰ	2	
	刑事手続法Ⅰ	2	
	刑事手続法Ⅱ	2	
	企業法Ⅱ	2	
	法哲学	2	
	税財政法Ⅰ	2	
税財政法Ⅱ	2		
「社会学，経済学」	○ 経済学概論	2	
	マクロ経済学	2	
	ミクロ経済学	2	
	経済システム論Ⅰ	2	
	経済システム論Ⅱ	2	
	財政学Ⅰ	2	
	財政学Ⅱ	2	

	金融論Ⅰ	2	
	金融論Ⅱ	2	
	経済政策論Ⅰ	2	
	経済政策論Ⅱ	2	
	国際経済論Ⅰ	2	
	国際経済論Ⅱ	2	
	産業・イノベーション論Ⅰ	2	
	産業・イノベーション論Ⅱ	2	
	社会学概論Ⅰ	2	
	社会学概論Ⅱ	2	
	社会学史	2	
	社会学A	2	
	社会学B	2	
	社会学C	2	
	社会学D	2	
	社会調査Ⅰ	2	
	社会調査Ⅱ	2	
	社会学講読	2	
	社会学応用A	2	
	社会学応用B	2	
	社会学方法論	2	
「哲学，倫理学，宗教学」	哲学講義Ⅰ	2	} 1科目選択必修
	哲学講義Ⅱ	2	
	倫理学講義Ⅰ	2	
	倫理学講義Ⅱ	2	

備考

1. 単位数欄に示す数は，最大認定単位数を表す。
2. ○を付した科目は，必修科目を表す。

免許科目 社 会 (社会文化学科)

教科に関する専門的事項	授業科目	単位数	備 考
日本史・外国史	日本史概説A	2	} 1科目選択必修
	日本史概説B	2	
	日本史特論A	2	
	日本史特論B	2	
	日本史演習 I	2	
	歴史学史料演習A	8	} 1科目選択必修
	歴史学史料演習B	8	
	歴史学概論	2	
	東洋史概説A	2	
	東洋史概説B	2	
	東洋史特論A	2	
	東洋史特論B	2	
	東洋史演習 I	2	
	歴史学史料演習C	8	
	歴史学史料演習D	8	
	○ 西洋史概説A	2	
	西洋史特論A	2	
	西洋史演習 I	2	
	歴史学史料演習E	8	
	歴史学史料演習F	8	
	現代史概説	2	
	現代史特論A	2	
	現代史演習 I	2	
	歴史学史料演習G	8	
	考古学概論 I	2	
	考古学特論A	2	
	考古学特論B	2	
	考古学特論C	2	
	考古学特論D	2	
	考古学実習 I	2	
	考古学実習 II	2	
	考古学技術実習 I	2	
	考古学技術実習 II	2	
	文化人類学入門	2	
文化人類学調査法	2		
文化人類学実習	4		
地理学 (地誌を含む。)	○ 地理学原論	2	} 1科目選択必修
	地理学入門	2	
	自然地理学概論	2	
	自然地理学特論	2	
	経済地理学	2	
	歴史地理学	2	
	地理情報システム	2	
	地図学	2	
	地誌学 I	2	
	地誌学 II	2	
	文化人類学概論	2	
	民族誌A	4	
	民族誌B	4	
	文化人類学講読 I	2	
	文化人類学講読 II	2	
	文化人類学特論A	4	
	文化人類学特論B	4	
「法学, 政治学」	政治学	2	} 1科目選択必修
	憲法 I	2	
	憲法 II	2	
	国際法	2	
	国際政治 I	2	

	国際政治Ⅱ	2	
	行政法Ⅰ	2	
	行政法Ⅱ	2	
	行政学	2	
	地方自治法	2	
	労働法Ⅰ	2	
	労働法Ⅱ	2	
	社会保障法	2	
	刑事法Ⅲ	2	
	民法Ⅰ	2	
	民法Ⅱ	2	
	民法Ⅲ	2	
	刑事法Ⅰ	2	
	刑事手続法Ⅰ	2	
	刑事手続法Ⅱ	2	
	企業法Ⅱ	2	
	法哲学	2	
	税財政法Ⅰ	2	
	税財政法Ⅱ	2	
「社会学，経済学」	○社会学概論Ⅰ	2	1科目選択必修
	社会学概論Ⅱ	2	
	社会学史	2	
	社会学A	2	
	社会学B	2	
	社会学C	2	
	社会学D	2	
	社会調査Ⅰ	2	
	社会調査Ⅱ	2	
	社会学講読	2	
	社会学応用A	2	
	社会学応用B	2	
	社会学方法論	2	
	経済学概論	2	
	マクロ経済学	2	
	ミクロ経済学	2	
	経済システム論Ⅰ	2	
	経済システム論Ⅱ	2	
	財政学Ⅰ	2	
	財政学Ⅱ	2	
	金融論Ⅰ	2	
	金融論Ⅱ	2	
	経済政策論Ⅰ	2	
	経済政策論Ⅱ	2	
	国際経済論Ⅰ	2	
	国際経済論Ⅱ	2	
	産業・イノベーション論Ⅰ	2	
	産業・イノベーション論Ⅱ	2	
「哲学，倫理学，宗教学」	哲学講義Ⅰ	2	1科目選択必修
	哲学講義Ⅱ	2	
	倫理学講義Ⅰ	2	
	倫理学講義Ⅱ	2	

備考

1. 単位数欄に示す数は，最大認定単位数を表す。
2. ○を付した科目は，必修科目を表す。

免許科目 地理歴史（社会文化学科）

教科に関する専門的事項	授業科目	単位数	備考
日本史	日本史概説A	2	} 1科目選択必修
	日本史概説B	2	
	日本史特論A	2	
	日本史特論B	2	
	日本史演習 I	2	
	歴史学史料演習A	8	
	歴史学史料演習B	8	
	現代史概説	2	
	現代史特論A	2	
	現代史演習 I	2	
	歴史学史料演習G	8	
	考古学概論 I	2	
	考古学特論A	2	
	考古学特論B	2	
	考古学特論C	2	
	考古学実習 I	2	
	考古学実習 II	2	
	考古学技術実習 I	2	
	考古学技術実習 II	2	
	文化人類学入門	2	
文化人類学調査法	2		
文化人類学実習	4		
外国史	東洋史概説A	2	} 1科目選択必修
	東洋史概説B	2	
	○ 西洋史概説A	2	
	歴史学概論	2	
	東洋史特論A	2	
	東洋史特論B	2	
	東洋史演習 I	2	
	歴史学史料演習C	8	
	歴史学史料演習D	8	
	西洋史特論A	2	
	西洋史演習 I	2	
	歴史学史料演習E	8	
	歴史学史料演習F	8	
	考古学特論D	2	
	人文地理学・自然地理学	○ 地理学原論	
地理学入門		2	
自然地理学概論		2	
自然地理学特論		2	
経済地理学		2	
歴史地理学		2	
文化人類学概論		2	
地理情報システム		2	
地図学		2	
文化人類学講読 I		2	
文化人類学講読 II		2	
文化人類学特論A		4	
文化人類学特論B		4	

地誌	地誌学Ⅰ	2	} 1科目選択必修
	地誌学Ⅱ	2	
	民族誌A	4	
	民族誌B	4	

備考

1. 単位数欄に示す数は、最大認定単位数を表す。
2. ○を付した科目は、必修科目を表す。

免許科目 公民（法経学科）

教科に関する専門的事項	授業科目	単位数	備 考
「法律学（国際法を含む。）， 政治学（国際政治を含む。）」	政治学	2	} 1組選択必修
	国際政治Ⅰ	2	
	憲法Ⅱ	2	
	国際法	2	
	憲法Ⅰ	2	
	国際政治Ⅱ	2	
	行政法Ⅰ	2	
	行政法Ⅱ	2	
	行政学	2	
	地方自治法	2	
	労働法Ⅰ	2	
	労働法Ⅱ	2	
	社会保障法	2	
	刑事法Ⅲ	2	
	民法Ⅰ	2	
	民法Ⅱ	2	
	民法Ⅲ	2	
	刑事法Ⅰ	2	
	刑事手続法Ⅰ	2	
	刑事手続法Ⅱ	2	
	企業法Ⅱ	2	
法哲学	2		
税財政法Ⅰ	2		
税財政法Ⅱ	2		
「社会学，経済学（国際経済を 含む。）」	○ 経済学概論	2	国際経済を含む。
	マクロ経済学	2	
	ミクロ経済学	2	
	経済システム論Ⅰ	2	
	経済システム論Ⅱ	2	
	財政学Ⅰ	2	
	財政学Ⅱ	2	
	金融論Ⅰ	2	
	金融論Ⅱ	2	
	経済政策論Ⅰ	2	
	経済政策論Ⅱ	2	
	国際経済論Ⅰ	2	
	国際経済論Ⅱ	2	
	産業・イノベーション論Ⅰ	2	
	産業・イノベーション論Ⅱ	2	
	社会学概論Ⅰ	2	
	社会学概論Ⅱ	2	
	社会学史	2	
	社会学A	2	
	社会学B	2	
	社会学C	2	
	社会学D	2	
	社会調査Ⅰ	2	
	社会調査Ⅱ	2	
	社会学講読	2	
	社会学応用A	2	
	社会学応用B	2	
社会学方法論	2		
「哲学，倫理学，宗教学，心理 学」	哲学講義Ⅰ	2	} 1科目選択必修
	哲学講義Ⅱ	2	
	倫理学講義Ⅰ	2	
	倫理学講義Ⅱ	2	

備考

1. 単位数欄に示す数は，最大認定単位数を表す。
2. ○を付した科目は，必修科目を表す。

免許科目 公民（社会文化学科）

教科に関する専門的事項	授業科目	単位数	備 考
「法学（国際法を含む。）、 政治学（国際政治を含む。）」	政治学	2	} } 1 組選択必修
	国際政治 I	2	
	憲法 II	2	
	国際法	2	
	憲法 I	2	
	国際政治 II	2	
	行政法 I	2	
	行政法 II	2	
	行政学	2	
	地方自治法	2	
	労働法 I	2	
	労働法 II	2	
	社会保障法	2	
	刑事法 III	2	
	民法 I	2	
	民法 II	2	
	民法 III	2	
	刑事法 I	2	
	刑事手続法 I	2	
	刑事手続法 II	2	
	企業法 II	2	
法哲学	2		
税財政法 I	2		
税財政法 II	2		
「社会学，経済学（国際経済を 含む。）」	○ 社会学概論 I	2	
	社会学概論 II	2	
	社会学史	2	
	社会学 A	2	
	社会学 B	2	
	社会学 C	2	
	社会学 D	2	
	社会調査 I	2	
	社会調査 II	2	
	社会学講読	2	
	社会学応用 A	2	
	社会学応用 B	2	
	社会学方法論	2	
	「哲学，倫理学，宗教学，心理 学」	哲学講義 I	2
哲学講義 II		2	
倫理学講義 I		2	
倫理学講義 II		2	

備考

1. 単位数欄に示す数は，最大認定単位数を表す。
2. ○を付した科目は，必修科目を表す。

免許科目 英語（言語文化学科）

教科に関する専門的事項	授業科目	単位数	備 考
英語学	○ 英語学概論	2	
	英語学講義 I	4	
	英語学講義 II	4	
	英語学基礎演習 I	4	
	英語学基礎演習 II	4	
	英語学応用演習 I	4	
	英語学応用演習 II	4	
	英語学応用演習 III	4	
	英語学応用演習 IV	4	
英語文学	○ 英米文学概論	2	
	イギリス文学基礎演習 I	4	
	イギリス文学基礎演習 II	4	
	アメリカ文学基礎演習 I	4	
	アメリカ文学基礎演習 II	4	
	イギリス文学応用演習 I	4	
	イギリス文学応用演習 II	4	
	アメリカ文学応用演習 I	4	
	アメリカ文学応用演習 II	4	
	イギリス文学講義 I	4	
アメリカ文学講義 I	4		
英語コミュニケーション	英語運用演習(会話) I	4	} } 1組選択必修
	英語運用演習(会話) II	4	
	英語運用演習(会話) III	4	
	英語運用演習(会話) IV	4	
	○ 英語運用演習(表現) I	4	
	英語運用演習(表現) II	4	
	英語運用演習(表現) III	4	
	英語運用演習(表現) IV	4	
	英語運用演習(音声) I	2	
	英語運用演習(音声) II	2	
異文化理解	○ 日米文化比較講義	4	
	日米文化比較応用演習	4	

備考

1. 単位数欄に示す数は、最大認定単位数を表す。
2. ○を付した科目は、必修科目を表す。

4. 教職に関する科目の単位の履修方法

中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の履修方法は、次の表に定めるところによる。

教職に関する科目	授業科目	単 位	免 許 状 の 種 類							
			中学校教諭一種免許状			高等学校教諭一種免許状				
			国語	社会	英語	国語	地歴	公民	英語	
教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法	中等国語科教育法概説	2	2	/	/	2	/	/	/
		中等国語科教育法特講Ⅰ	2	2	/	/	2	/	/	/
		中等国語科教育法特講Ⅱ	2	2	/	/	2	/	/	/
		中等国語科教育法特講Ⅲ	2	2	/	/	2	/	/	/
		中等社会科教育法概説	2	/	2	/	/	/	/	/
		中等社会科教育法特講	2	/	2	/	/	/	/	/
		地理歴史科教育法概説	2	/	4*	/	/	2	/	/
		地理歴史科教育法特講	2	/		/	/	2	/	/
		公民科教育法概説	2	/	/	/	/	/	2	/
		公民科教育法特講	2	/	/	/	/	/	2	/
		英語科教育法概説	2	/	/	2	/	/	/	2
		英語科教育法特講Ⅰ	2	/	/	2	/	/	/	2
		英語科教育法特講Ⅱ	2	/	/	2	/	/		
		英語科教育法特講Ⅲ	2	/	/	2	/	/		
教育の基礎的理解に関する科目	教育原論Ⅱ	2	2	2	2	2	2	2	2	
	教職概論	2	2	2	2	2	2	2	2	
	教育社会学概説	2	2	2	2	2	2	2	2	
	学校教育心理学概説	2	2	2	2	2	2	2	2	
	特別支援教育	2	2	2	2	2	2	2	2	
	教育課程論	2	2	2	2	2	2	2	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育指導論	2	2	2	2	/	/	/	/	
	総合的な学習の時間	2	2	2	2	2	2	2	2	
	特別活動指導論	2	2	2	2	2	2	2	2	
	教育の方法および技術（情報通信技術の活用を含む）	2	2	2	2	2	2	2	2	
	生徒・進路指導論	2	2	2	2	2	2	2	2	
	教育相談の理論と方法	2	2	2	2	2	2	2	2	
教育実践に関する科目	教育実習Ⅰ	4	4	4	4	/	/	/	/	
	教育実習Ⅱ	2	/	/	/	2	2	2	2	
	教育実習Ⅲ	2	/	/	/	/	/	/	/	
	事前及び事後の指導	1	1	1	1	1	1	1	1	
	教職実践演習（中・高）	2	2	2	2	2	2	2	2	
最低修得単位数			39			31				
教育実習履修のための最低修得単位数			14			14				

備考

- 1 上記の科目の中から、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」（以下「教職に関する科目」という。）として開設されたものを履修しなければならない。
 - 2 「各教科の指導法」は、免許状の教科ごとに履修しなければならない。
なお、中学校教諭一種免許状の社会においては※印で表示のとおり、4科目の中から選択し、4単位を修得する必要があるが、「地理歴史科教育法概説」及び「公民科教育法概説」の科目を組み合わせ履修することはできない。
 - 3 「各教科の指導法」以外の授業科目については、免許状の教科ごとに履修する必要はない。
 - 4 教職に関する科目の単位は、卒業要件となる単位には算入しない。
5. 教育実践に関する科目「教育実習」について
- 1 原則として教育実習履修の前年度までに「教育実習履修のための最低修得単位」（14単位）を修得すること。
 - 2 中学校教諭一種免許状を取得しようとする場合、「教育実習履修のための最低修得単位」として、「教科及び教科の指導法に関する科目」の中から4単位（各教科の指導法概説2単位を含む）、及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の中から「生徒・進路指導論」又は「教育相談の理論と方法」のいずれかの科目の2単位を含め修得すること。
 - 3 高等学校教諭一種免許状を取得しようとする場合、「教育実習履修のための最低修得単位」として、「教科及び教科の指導法に関する科目」の中から、各教科の指導法概説2単位、及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の中から「生徒・進路指導論」又は「教育相談の理論と方法」のいずれかの科目の2単位を含め修得すること。
 - 4 次の各号に該当する者は、「教育実習」を履修することができない。
 - 一 伝染性疾患
 - 二 精神・神経性疾患
 - 三 その他の教育実習活動に障害となる疾病状態にある者
 - 5 「高等学校教諭一種免許状」取得希望の者で、「中学校教諭一種免許状」取得に係る教育実習を履修した者は、再度、教育実習を履修する必要はない。
 - 6 教育実習Ⅲについては、高等学校教諭免許状のみを取得している者が、中学校教諭免許状を取得する際に行う実習である。
6. 教育実践に関する科目「教職実践演習」について
- 1 「教職履修ポートフォリオ」についての説明会に出席すること。（2年生前期に実施）
 - 2 「教職履修ポートフォリオ」を提出すること。（2年前期、3年前期に提出し、4年次は2回提出。提出時期は教育実習の時期等によって異なる。）
 - 3 「教職実践演習」を履修する者は、履修年度において「教育実習」及び「事前及び事後の指導」以外の教育職員免許状取得に必要な単位をすべて修得済み、もしくは当該年度において修得見込みであること。
7. 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法
- 法文学部では「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、「教科に関する専門的事項」の最低修得単位数を超えて修得した単位を充てる。
8. 介護等の体験について
- 1 中学校教諭一種免許状を取得しようとする場合には、介護等の体験（以下「体験」という。）が必要である。
 - 2 体験を希望する者は、体験を行う年度の前年度末において、総取得単位数として60単位以上、かつ、教職に関する科目の単位を4単位以上修得していなければならない。
 - 3 体験を行おうとする者は、必ず事前指導を受けなければならない。
 - 4 体験の実施時期は3年次以後とする。
 - 5 体験の施設は特別支援学校及び社会福祉施設とする。
 - 6 体験の期間は7日間とする。（原則として特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間）
 - 7 体験を終了した者には、特別支援学校及び社会福祉施設から修了証明書等（再発行不可）が発行されるので必ず受領し、大切に保管すること。